

◎有料職業紹介事業許可申請(個人)

○提出様式		提出部数	
		原本	コピー
①	有料職業紹介事業許可申請書(様式第1号)[第1面～第2面]	1	2
②	有料職業紹介事業計画書(様式第2号)※申請事業所ごとに作成が必要です。	1	2
③	届出制手数料届出書(様式第3号)(届出制手数料を選択した場合に限る) ※手数料は「上限制手数料」又は「届出制手数料」のいずれかを選択	1	2
④	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書(様式第6号)[第1面・第2面] (職種・地域を定めて届け出る場合に限る)	1	2

○添付書類(⑦～⑫、⑰～⑳)は申請事業所ごとに提出が必要です)

事業概要・事業主要件等確認

⑤	事業主の住民票(本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)	1	1
⑥	事業主の履歴書 〔氏名・住所・生年月日・就職前最終学歴・職歴(入退社、役員就退任及び空白期間のないよう求職活動等記載)・賞罰の有無〕	1	1
⑦	職業紹介責任者の住民票 (本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの)※事業主が兼任する場合は不要	1	1
⑧	職業紹介責任者の履歴書 ※事業主が兼任する場合は不要 〔氏名・住所・生年月日・就職前最終学歴・職歴(入退社、役員就退任及び空白期間のないよう求職活動等の記載)・賞罰の有無を記載〕	1	1
⑨	職業紹介責任者講習受講証明書		2
※事業主・職業紹介責任者が他の法人で代表者・役員を兼ねている場合その法人の定款・登記簿謄本等の写し 事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したもの等でも結構です。			
⑩	手数料表	1	1
⑪	個人情報適正管理規程		2
⑫	業務の運営に関する規程 ※取扱職種・地域の限定、手数料の設定等、その内容に応じて作成		2

財産的基礎確認

(1事業所:基準資産額≥500万円・現金預金の額≥150万) 2事業所目からは現金預金60万 基準資産額500万加算

<青色申告・白色申告共通>

⑬	最近の納税期における所得税の納税申告書(税務署受理印があるもの) ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付		2
⑭	納税証明書(その2所得金額用)	1	1
⑮	残高証明書(同一証明日)	1	1

<青色申告の場合>

⑯	最近の納税期における所得税青色申告書決算書「税務署受理印があるもの」も添付。 ※電子申請の場合は税務署受付メールのコピー(『メール詳細』の記載があるもの)も添付。		2
---	--	--	---

<白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみを作成している場合>

⑰	貸付残高証明書(同一証明日)	1	1
⑱	不動産(土地建物)登記事項証明書※1及び固定資産税評価額証明書	1	1

紹介事業所の所有権確認

⑲	自社所有物件の場合⇒不動産(建物)登記簿謄本(登記事項証明書)※1	1	1
⑳	借受物件の場合⇒賃貸借契約書 転貸借物件の場合⇒原契約、転貸借契約書、所有者の転貸借承諾書(転貸禁止の場合) ※代表者・役員の個人所有物件を事務所に使用する場合は賃貸借契約書もしくは所有者の使用承諾書 と不動産(建物)登記簿謄本※1(原本1、コピー1)も添付ください。(詳細はお問い合わせください) ※使用目的に居住・住居目的は不可⇒事務所使用の覚書が必要となります。		2
㉑	事務所レイアウト		2

※上記以外にも書類内容に応じて別途、確認書類(各種契約、覚書等)をお願いする場合があります

※1…労働局が登記情報連携システムを利用することにより最新内容が記載された登記事項証明書を手入手できる場合は、添付を省略することができます。

添付を省略する際は、以下の情報をお知らせいただきますようご協力をお願いします。

- ・不動産(建物)登記簿謄本を省略する場合…所在及び家屋番号(住所と異なる場合があります)又は不動産番号
- ・不動産(土地)登記簿謄本を省略する場合…所在及び地番(住所と異なる場合があります)又は不動産番号

★提出期限

職業紹介事業開始(1日付許可)予定月の2ヶ月前まで(例:4月1日開始許可予定の場合1月31日まで)

※申請にあたっては期限に余裕をもって手続きをお願いします。

★申請手数料(申請書に貼らずに持参)

・収入印紙 5万円(複数事業所を同時申請の場合は2事業所目から1事業所につき1万8千円を加算)

・登録免許税納付 9万円(領収書提出)

納付先は申請先労働局を所管する税務署(神奈川労働局で申請の場合は、「横浜中税務署」)

納付方法は税務署へ直接納付するか、銀行又は郵便局にて納付

★提出先

事業主(住所地)を管轄する労働局